# 著作物利用許諾証明書

u-creation(以下「甲」)と上間 悠基(以下「乙」)は、甲の著作物である The Room-Escape Game-の利用について、以下の通り契約(以下「本契約」)を締結する。

# 第1条(定義)

本契約では、以下の語句について次のように定義することとする。

- 1.本著作物は、甲の著作物である事を指す。
- 2.本作品は、本著作物を原作に、乙が制作するゲームアプリケーションを指す。

#### 第2条(利用許諾)

- 1.甲は乙に対して、本契約で定める期間のあいだ、本作品の制作のために本著作物の独占的利用を許諾する。
- 2.甲は乙に対して、本契約で定める期間のあいだ、本作品をあらゆる媒体において、市販用として複製頒布することを許諾する。

#### 第3条(利用料)

乙は、第2条で定める利用許諾の対価として、次の通り定める利用料を甲へ支払うものとする。

1.許諾された権利について乙が行使する場合

本著作物における乙の総売上額から、販売経費を抜いた金額の15%相当額 ただし、総売上額から販売経費を抜いた金額が¥200,000(JPY)未満の場合は免除とする 2.許諾された権利について第三者へ再許諾する場合

再許諾によって乙へ発生した金額の15%相当額

#### 第4条(報告書の提出)

乙は甲に対して、甲が定める方式に則り、本作品に関する1年ごとの売上高および第三者によるライセンス料など、第3条で定める利用料算出のための計算報告書を提出するものとする。

### 第5条(権利処理)

本作品の制作に関わるスタッフの権利処理については、すべて乙が対応することとする。

# 第6条(第三者の権利侵害)

甲は乙に対して、本著作物の利用について、第三者の著作権、知的財産権、その他権利に ついて侵害しないことを保証する。

# 第7条(本作品の著作権)

甲および乙は、本作品の著作権(著作権法第27条および第28条で定める権利含む)について、 乙が有することを確認する。

#### 第8条(有効期間)

本契約の有効期間については、契約日から本作品の著作権の存続期間を過ぎるまでとする。

#### 第9条(解除)

乙が以下の各号の一つに該当した場合、甲は木契約の全てまたは一部を解除できる。

- ①乙が、本契約の各条項に違反したとき
- ②乙について、破産、特別清算、民事再生、会社更生の申立てがあったとき
- ③その他、本契約の継続が困難な事由が発生したとき

#### 第10条(秘密保持)

甲および乙は、本契約において取得した秘密について、相手方の書面承諾を得ない限り、 第三者へ開示または漏えいしてはならない。

### 第11条(裁判管轄)

甲および乙は、本契約について紛争が発生した場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的 合意管轄裁判所にすることを合意する。

# 第12条(協議事項)

本契約で規定していない事項や、規定事項に関する解釈で疑義が発生したものについては、 その都度協議を行って解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各1通ずつ保有するものとする。

契約締結日:2023年4月17日

甲

(住所) 愛知県名古屋市熱田区古新町2-59-8 (会社名) U-creation

(代表者氏名) 上開 悠基

(住所) 愛知果名古屋予熱田区古新町2-59-8 (個人名) 上間 悠基